

移住という「全体的社会的事実」に向き合う都市へ

——スペインにおける滞在正規化、間文化都市、
社会的連帯経済の連関から——

上野貴彦
藤田雅美

1. 「多様性を活かす」都市の移民政策？

「都市の移民政策」が世界的に注目を集めて久しい。欧州では、地域統合と結びついた分権化を背景に、基礎自治体や州政府などが、中央政府に先行して中長期的な移民統合に関する総合計画などを積極的に打ち出すようになった。政策の範囲は広がりを見せ、ルーマニアやラトビアなどでは国外からの帰還移民に対する起業支援や減税などの優遇措置を打ち出す基礎自治体が登場したほか (Ulceluse 2020)、欧州各国が難民受け入れにおいて協調するための欧州共通難民制度 (Common European Asylum System, CEAS) が機能不全に陥っていることを背景に、州や基礎自治体レベルでの受け入れに向けた取り組みも加速している¹。

移民研究もまた、大学や研究資金をめぐる欧州レベルでの再編と同時に、都市・地域への関心を深めた。1994年のアムステルダム大学移民・エスニック研究所 (Instituut voor Migratie en Etnische Studies, IMES) 設立に携わり、欧州委員会の意向を受けて学際的な移民研究ネットワーク (International Migration, Integration and Social Cohesion, IMISCOE) を組織したリーヌス・ペニンクスらは、2004年に移民政策の「ローカルへの転回 local turn」という概念を提唱した (Penninx et al. 2004)。これをめぐる実証研究は一大研究潮流をなしてお

1 例えばスウェーデンのマルメ市は、マルメ大学の移民研究所 (Malmö Institute for Migration Studies, MIM) と密接に連携するだけでなく、フェローシップを2000年から設けて資金提供し、トマス・ファイトなど著名な移民研究者を毎年招聘してきた。フェローシップはナチからの亡命時代に同市とゆかりのあった政治家ヴィリー・ブランドの名を冠してきたが、2022年からは、より明示的にマルメ市が移民研究に関する客員教授を招聘していることを示す名称 (Malmö stads gästprofessor i migrationsstudier) に改められた。

り (Joppke and Seidle 2012)、その知見を先取しようとする自治体側の動きも見られる。

連邦制のもと、地域ごとに異なる移民・マイノリティの社会統合政策が展開することを前提としてきた米州でも、たとえば米国における非正規滞在者に対する取り締まり強化などを背景に、警察や行政機関が移民の在留資格を積極的に確認せず、連邦当局への情報提供や協力を控える「聖域都市 (sanctuary cities)」を掲げる自治体が増加し、政治的論争を呼び起こした。中央政府が「移民」、ひいてはそれに該当する人々に関する統合政策の存在を否定しつつける日本でも、2018 年末の入管法改正にて在留資格「特定技能」が創設される流れのなかで、基礎自治体が「外国人労働者」の選別などに関して外国の自治体と直接交渉し、地域への定着支援を行う動きが顕在化した (丹野 2020)。

こうした動きの前史として、定住を前提とした移民受け入れに消極的だったドイツのような国ですら、国際移民の存在を前提とした自治体行政の萌芽はあった (Hackett 2015)。「聖域都市」も、1980 年代にエルサルバドルやグアテマラの独裁政権を支持し、そこからの亡命者を政治難民と認定しないレーガン政権に対抗する運動に起源を有する (安岡 2017)。移民・マイノリティとの向き合い方について地方自治体が中央政府と異なる方針を打ち出したという意味では、日本でも神奈川県川崎市などにおける市営住宅入居資格や市職員採用における国籍条項の撤廃 (同市の場合それぞれ 1975 年、1997 年) などの前例がある。これとは対照的に国家の出入国在留管理政策に親和的なものではあるが、1990 年にはすでに、埼玉県が他の自治体に先駆けて、姉妹都市である中国・山西省出身の「研修生」を受け入れてもいる (佐竹 1999: 122)。

しかし、21 世紀型の「都市の移民政策」は、それが都市・地域の競争力向上や「社会的結束」あるいは「共生」に向けた枠組みとしての「多様性管理 (diversity management)」の論理を前面に出すところにおいて、過去の取り組みと異なる (Wood and Landry 2008)。それは、宗教やエスニシティのみならず、ジェンダー／セクシュアリティや世代といったものまでを含む広義の「多様性」が、都市の活力や革新、創造、成長の源泉となることに力点を置く。そして、多様な人々の接触・交流が摩擦や対立をもたらしうることも認め、「多様性を活かす」ための戦略的管理 (マネジメント) のために、国家だけでなく、超国家機関から草の根レベルまでを含み込んだ、広範なガバナンス構築を模索する (詳細については、上野 2022 を参照)。

2. 移住を「全体的社会的事実」と捉える分析と実践

都市社会に不可欠な一員、権利主体、そして固有の経験や専門性をもった人としての住民

の「多様性を活かす」都市政策は、行政と住民が、越境移住者を（国家の専管事項たる）出入国在留管理上の単なる「管理対象としての外国人」とみなす国家の論理を乗り越える契機となりうる。それゆえ、欧米諸国などにおける移民排斥的なポピュリズムの高揚を背景とした国家レベルでの排除に対するオルタナティブとみなされてきた。

しかし、「多様性を活かす」ローカルな取り組みも、「治安維持」のための非正規滞在者の排除や、「経済的貢献」を鑑みた「高度技能移民」の優遇などといった形で、国家や市場経済の論理に絡め取られることが少なくない。経済合理性の名の下での文化的多様性の選別・商品化は、超国家・国家・都市といったスケールをまたいで進む。自らもグローバルな競争にさらされている都市が、ときに国家から相対的に独立した「移民政策」を打ち出すことに注目しただけでは、移住者の包摂と排除をめぐる位相をずらしてみたにすぎず、表層的な対応にとどまりかねない。

それでは、多様性を市場経済の物差しにかけるネオリベラル多文化主義（cf. 塩原 2023）の限界は、いかにして乗り越え可能であろうか。ここで有効な示唆を与えてくれるのが、アルジェリア出身の社会学者で、フランスにおける移民研究の先駆者として知られる、アブデルマレク・サイヤードの研究群である。かれは、フランスによる「人間の肉体と魂」にまで及ぶ「全体的・組織的・集中的」なアルジェリアの植民地化（Sayad 1999: 103）という経験の延長上に、移住先の「受け入れ」国家による一方的な眼差しがつくる「（入）移民（immigré）」像が、「問題」や「危機」と結び付けられて固定的に語られることを批判した（Dias e Avallone 2023）。そして、エミール・デュルケームやマルセル・モースの思考に遡りつつ、移住を「全体的社会的事実（le fait social total）」として捉え直した（Sayad 1990）。移住は、人口移動や労働力供給、多様性をもたらす「価値」や「リスク」といった個別の問題に分節化できるものではなく、送り出し／受け入れ双方の社会における制度や規範といったものの全体を、移住者個人の意思を超えた「社会的事実」として再編成しうる現象なのである。

こうしたサイヤードの視角は、特に受け入れ国家からみた「治安」言説と結びついた安全保障化や、国民経済をめぐる「国益」の論理へと「移民問題」を切り取ることへの批判的分析を促進してきた一方で、こうした論理を乗り越えるための政策論にはほとんど影響を及ぼしてこなかった。ところが実際には、「国益」の論理に適合的であるように見える「高度人材」の受け入れと包摂に向けた政策を国家がいくら推進しても、地域生活や教育といった「非移住政策群（non-migration policies）」（Castles 2004）からくる隔離や排除が続くようでは人が定着しないことが明らかになっている（例えば日本の事例について、大石 2012 を参照）。また、法・経済・社会的排除が続くことによる移住者とかれらの子弟における生活の困難や、その結果としての社会的分断や経済的格差の広がりには、例えば COVID-19 のパンデミックに

において、多くの国でより顕著になった。こうした現実に直面したことで、多くの国が新たなアプローチを模索しはじめた。特に、「治安」の論理などから外国人のなかで最も排除されやすい存在（Monforte and Dufour 2011: 204）である非正規滞在者について、かれらの生活をめぐる諸問題を総合的に捉え、エンパワーメントを模索する政策実践が脚光を浴びる²。そこには、移住問題を特定の社会領域における個人の問題から、全体的で社会的な事実として捉える方向への、転換の兆しがみえる。

3. スペイン都市の非正規滞在者をめぐる具体的実践から

移住の全体性に向き合おうとする傾向が顕著な事例として、本稿ではバルセロナやビルバオなどのスペイン都市における、とりわけ非正規滞在者を対象／主体とする取り組みに注目する。スペインやイタリアなどの南欧諸国では、非正規滞在の状態にある外国人への社会・経済的依存度が高いほか、労働組合などにおける国籍を超えた連帯を促進する条件が複数重なるなかで（Watts 2002; 深澤 2009）、非正規滞在者に対する一斉検挙や強制送還の可能性が低いとされる（Garces-Mascareñas 2012; 小井土 2017）。しかし、出入国在留管理における非正規滞在への相対的な「寛容」さが、非正規滞在者への経済的搾取や社会的排除・差別を完全になくすわけではない。以下のような法・経済・社会といった異なる領域における諸要因が相互に作用しながら、非正規滞在者の生活の不安定さを増大させている。

法的には、非正規滞在者の検挙や強制送還の可能性が常に伴う。後述するように、スペインでは「定着（arraigo）」を基盤とする滞在正規化の制度があり、住居や雇用に関する一定条件を満たすことで滞在許可を（再）取得できるのだが、実際には手続きが煩雑になりがちで、必要条件を満たせない移住者も多い。経済的には、雇用者が「追放可能だが追放されない」移住者の非正規性につけこみやすい。正式な労働契約や社会保障への加入を欠いたまま、多くの非正規移住労働者が農業や家事労働、観光業における、低賃金で劣悪な労働環境に留めおかれている（Calavita 2005; Ambrosini 2018; 移住家事労働の場合について、上野 2020 も参照）。これが滞在正規化や社会保障制度へのアクセスをさらに困難にし、法・経済的な安定を遠ざける悪循環を生む。そして社会的には、外国人・マイノリティ全般、あるいは後述する「マンテロス」の人々の例に顕著なように、主にマジョリティによって特定のカテゴリー

2 COVID-19 パンデミック下で、世界保健機関（WHO）が移住者、とくに非正規滞在者や難民・庇護申請者における「健康の社会的決定要因（Social determinants of health, SDH）」をめぐる問題への各国政府や医療関係者の注目を改めて促したことも、こうした動向と強く関連している（cf. Jiménez-Lasserrotte et al. 2023）。

に括られた人々をめぐる差別や偏見・ステレオタイプが、滞在や雇用をめぐる「非正規性」に起因するスティグマと結びつき、不安定な生活や社会的排除からの脱却がより難しくなる。

以下では、複雑に入り組んだ社会課題を背景に発展した複数の取り組みの相互連関を例に、移住を全体的社会的事実と捉えることはどういうことなのかを検討する。

3-1. 「定着」に基づく滞在正規化の支援

移住者が法的な不安定さから解放され、検挙におびえず安心して労働に従事し、社会保障制度にアクセスできるなど、社会的・経済的な自立を達成するための第一歩として、一定の条件のもとに滞在許可を再取得できる正規化措置の有効性が知られる。正規化措置自体は、国にとっては適切な雇用・労働条件の確保、脱税の減少、さらには社会保障制度の安定化、雇用者にとっては外国人労働者の現場での選別が可能になるメリットがあることから、世界各国で時限的措置として実施されてきた経緯がある。ただし、スペインにおける滞在正規化の特徴は、住民登録や雇用実績を通じた「定着 (arraigo)」を示すことで1年の滞在許可³を取得できる仕組みが、制度として持続している点にある (深澤 2008; フランスにおける類似の制度も含めた批判的分析として、Chauvin and Garcés-Mascareñas 2010 を参照)。

ところが筆者 (上野) は、バルセロナなどスペイン都市における移住当事者への聴き取り調査において、「社会的定着による正規化は、移住者に実現困難な希望を持たせて厳しい現実に残しておくための罠 (“trampa”) だ」といった、失望まじりの語りを多く耳にしてきた。スペインの住民登録 (empadronamiento) は、基礎自治体の管轄下にあり、国レベルの在留許可と紐づけられていない。賃貸契約など市内の居住が証明できるものがあれば、非正規滞在者も「登録される権利を有する」ことになっているが、自治体におけるストリートレベルの官僚制と関連する裁量の余地が大きい (Gargiulo 2021: 232-34)。さらに後述するような無犯罪や家族滞在をめぐる証明の複雑さが相まって、実際の手続きは煩雑となる場合も少なくない。そのため、労働組合や移住者支援団体、そして都市政策としての自治体 (市町村と州政府) からの支援・調整のあり方が、正規化の可能性を大きく左右する。

申請者はまず、スペインに一定期間⁴継続して居住していることを、住民登録証明書、賃貸契約書、公共料金の支払い記録、医療利用履歴などで証明する必要がある。次に、スペイン国内および過去5年間に居住していた国で犯罪歴がないことを、無犯罪証明書 (翻訳・認

3 2024年の法改正により、更新後は4年の滞在許可が付与されることとなった。

4 「定着」にはいくつかの種類があり、要件が異なる。例えば、「社会的定着 (arraigo social)」の場合、これまでは3年以上の連続居住を証明する必要があったが、2024年の法改正により、2025年5月からは要件が2年以上に短縮される。

証済)で示さなければならない。さらに、自治体が作成する「定着に関する報告書 (informe de arraigo)」を提出し、地域の社会・文化活動への参加や言語能力などを示す必要がある。家族がスペイン国内にいる場合は、その関係性を証明する書類の内容が考慮される場合もある。そして、少なくとも1年間有効な雇用契約(自営業者は事業計画書と財務資料)が求められる。滞在許可は初回1年間有効で、更新時には経済的自立と犯罪歴のないことを再証明する必要がある。

住民登録や滞在正規化といった法的な包摂手段の利用可能性を高めるには、地域社会ぐるみでの情報提供や活動参加への水路付けが必要となる。そこで再注目されているのが外国人向けの一元的相談窓口(ワンストップ・センター)である。スペインに来て日が浅い外国人に対する行政支援としては、1992年の五輪開催を控えたバルセロナ市が「入移民・出移民・難民向け相談窓口 (Servei d'Atenció a Immigrants, Emigrants i Refugiats, SAIER)」を同国で初めて設置したように、すでに長年の経験蓄積がある。また同市は、50以上の非営利団体に補助金を給付し、在住外国人が滞在資格の取得や更新に関する申請をする際、無料で支援を受けられるようにしてきた (Spencer 2020: 201)。

3.2. 間文化都市政策を通じた住民ぐるみの認識転換

このように、非正規滞在者を含む多様なマイノリティに届く取り組みづくりには、個別の実践だけでなく、それらを統合する公共政策が重要である。例えば、一元的相談窓口についても2010年代から改革が進み、家族呼び寄せで入国する子どもに対してスペイン入国前から教育制度などについて情報提供をしたり、市内在住歴の長くなった移住者が新しい移住者を支援する側として活動するための拠点を兼ねるなど、移住者が街の一員となってゆく中長期的な過程に伴走するようになってきた。都市間での窓口設計・運営に関する情報共有が進み、移住当事者の団体が一元的相談窓口の一部事業を受託したり、出身国の在外公館が協力する事例も増えている⁵。自発的帰国の相談・支援も行うが、非正規滞在者が都市に暮らし続けたい意思を示した場合にはそれを尊重する「包括的支援モデル」の採用は、チューリッヒ市(スイス)など欧州各地の都市に共通する傾向でもある (Zanzuchi and Steiner 2025)。

移住に関連する公共政策の対象を、都市住民全体に広げる動きも見られる。「多様性を活かす」ため、移住者を積極的に都市の一員として受け入れるためのビジョンや戦略を街ぐる

5 例えば、2024年11月に開所したビルバオ市の窓口「受け入れの場 (HarreraGUNE)」は、外国人法に関する法律相談、教育と職業訓練、学歴や資格の認証、社会心理的支援、家族呼び寄せの支援、社会参加の支援(スポーツを含む)を主要業務に掲げる。窓口の設計にあたっては、バルセロナの相談窓口改革に長年携わってきたコロンビア出身者の協力をあおいでいる。

みで作る構想の代表例として、スペインなど欧州の都市が広く採用する「間文化都市」がある。その原理をなす間文化主義（インターカルチュラリズム）は、多様性を「都市の活力」や「社会的結束」に転換するべく、「同化か多様性の承認か」という理念的な二項対立を乗り越え、多様な住民における接触や交流を通じた相互の変容に力点を置く移民・マイノリティ政策理念である。マジョリティやマイノリティの文化を固定視し、偏見や差別を特定の「集団」やその「文化」のせいとしたことが社会的対立をエスカレートさせてきたことの反省に立ち、マジョリティを含めた住民全員を対象とし、異なる背景を持つ人々どうしの対等な立場での交流を目指す。交流を通じた文化やアイデンティティの混淆と変容を前向きに受け止める都市政策を実現するには、移住者を含むなるべく多くの都市住民が移住や多様性について語ることで、共通の公共圏を確保する仕掛けが必要となる（上野 2019）。

象徴的な取り組みとして、バルセロナ市が 2010 年から展開している「反うわさ戦略 (Estrategia BCN Antirumors)」がある。この政策は、移住者やマイノリティに関するステレオタイプや偏見に関連する人々の語りを広く「うわさ」と捉え、それを批判的に問い直す。そのアプローチは、ワークショップや講習を通じて各自の日常におけるステレオタイプや偏見の問題に向き合う住民を増やし、移住者を含む地域住民どうしが直接対話する場に多くのマジョリティ住民を巻き込むものである (De Torres 2018=2020)。

「反うわさ戦略」の推進者たちは当初、外国人の商業活動が地域経済に寄与している点などに注目することで、「共生」の必要性を説いた。例えば、街の商工会議所に協力をあおぎ、中国系の移住者が「仕事を奪う」のではなく、高齢化が進む地区の小商店を居抜きで購入して経営することで雇用を創出しているといった具体例に注目した。その後、移住者自身の参加が進むにつれ、都市経済への移民の「貢献」という語りでは乗り越えられない、住居差別やアイデンティティなどをめぐる他者化といった日常生活における問題を取り上げるようになった。そして、アジア系移民二世代の若者たちが、「アジア系女性」へのステレオタイプと結びついた無意識の差別（マイクロアグレッション）に対する問題提起をするなど、公共圏における議論の深化も見られる（上野 2024）。

しかし、間文化都市政策には限界も存在する。例えば、スペインの都市に暮らす、「マンテロス (manteros)」と呼ばれる非正規滞在の露天商をめぐる問題である。かれらの出身国である西アフリカ（特にセネガルやガンビア、マリ）では、深刻な経済的困難や失業、あるいは一部地域での内戦や暴力から逃れようとしても、欧州行きの査証を取得することが極めて難しい。そこで、リビアやモロッコを経由し、非正規な入国形態でスペインがアフリカに

領有する飛び地であるセウタやメリリャにたどり着いたり⁶、地中海や大西洋を渡る危険な航海を経てイベリア半島やカナリア諸島のスペイン領土に到達する。ついで、人種的マイノリティに対する差別や偏見も相まって、フォーマルな就労許可や、住民登録の基盤となる住居へのアクセスが難しい状況を生き延びるため、移住者を支援する NGO や市民団体が多く活動しているバルセロナなどに流れ着く。そして、観光名所で偽のブランド商品やサッカー T シャツなどを売る⁷ 無許可の露天商として、警察による取り締まりや人種差別的な対応に頻繁に直面しつつもインフォーマル労働に従事することになる。居所が定まらない不安定な生活を生き延びるための経済活動をすればするほど、警察の取り締まりや社会的スティグマが強化され、住居や就労、さらに無犯罪証明が必要な滞在正規化が遠のくという悪循環に陥ってしまう。

経済的な協業関係を築いた中国系商人の包摂には積極的だった商工会議所が、マンテロスの無許可営業と偽造商品の問題においては政治家とメディアを巻き込んだバッシングの先鋒に立った。そのため、商工会議所を支持基盤に抱える中道右派のトリアス市政(2011-2015年)も同様の立場に立った。また、2015年の市長選でトリアスを破って成立したクラウ革新市政も、当選直後こそマンテロスへの支援を打ち出したものの、右派勢力やメディアから「寛容すぎる」との批判を受け、対応の見直しを迫られた。特に、商工会議所が露天商のもたらす経済的損失が数千万ユーロにのぼると主張したことで、市民の間でも否定的な世論が優勢となった (Bazurli and Declós 2022)。

「反うわさ戦略」単体でいくら「アフリカ人」に対する偏見やステレオタイプを解きほぐそうとしても、一部の非正規滞在者がマンテロスとして生きざるを得ないなかで抱える法的、経済的、社会的な非正規性と排除の連鎖を断ち切ることはできない。マンテロスは非正規移住者であると同時に、知的財産権の侵害や公共空間の「不適切な利用」の象徴として激しい批判にさらされていた。そして、マンテロスの活動は観光業や地元商業の一部と直接的に利害衝突を起こしており、それが住民間の不安や対立につながっている。公共圏における移住者をめぐる議論の前提となっているステレオタイプや偏見の問い直しは一定程度有効である

6 欧州地中海国境を越える移住者たちの非正規性は、国境の飛び地としてのセウタやメリリャの曖昧な位置付けとも関連する。石灘 (2024) および Abril and Spottorno (2017=2019: 1 章) を参照。

7 これらの活動は、侮蔑的なニュアンスを時に伴いながらトップ・マンタ (top manta) とも呼ばれる。この語源は不明だが、一説には、ブランド品など売れ筋=トップ商品の偽造品を、マント (manta) に包んで路上で売ることになむという (スペイン語版 Wikipedia “Top manta” の項を参照)。本稿では、この名称に付随するイメージを転換するためにトップ・マンタを名乗る協同組合を指す場合にはカッコで括り、「トップ・マンタ」と記す。

が、とりわけ都市経済の構造的な問題に取り組む別のアプローチを伴わなければ、変化を持続することはできない。

3-3. 移住者に開かれた社会的連帯経済

マンテロスの事例が示すように、複雑に絡み合った問題に取り組むためには、従来の「外国人政策」だけでは不十分であり、異なる視点からのアプローチが必要となる。その一つが、市場の失敗や政府による福祉の限界に対する市民社会の応答として発展してきた仕組みとしての社会的連帯経済（social and solidarity economy, SSE）である。バルセロナをはじめ世界各地の都市や地域で、利潤を過度に追求する市場経済の限界を踏まえ、協同組合や非営利団体、社会的企業といった形態で、社会的に孤立している人々や地域社会の課題に取り組んできた実績がある（藤田 2024; 工藤 2025）。そして、社会的連帯経済の成果を社会全体に還元しようとするなかで、文化的多様性や持続可能性の重視とともに、次第に移住者の主体的参加を模索するようになった（Estivill 2018: 237）。

社会的連帯経済は、労働市場での法的な制約や言語の壁、社会的な偏見や差別により不安定な労働条件に置かれやすい移住者に、地域社会に密着した活動を通じて主体性と潜在力を発揮する機会をもたらす。都市社会全体にとっても、多様な住民が地域社会に根付くことは、不確実性の高い時代において、持続可能な発展の可能性を高めることにつながる（Utting et al. 2015）。実際、バルセロナを州都とするカタルーニャ自治州は、2000年代末の経済危機に直面するなかで、その打開策として社会的連帯経済を公認・支援していった経緯がある。2015年にバルセロナ初の女性市長となったアダ・クラウの革新市政も、例えば、同市サンツ地区の繊維工場跡地で、2011年から住民が占拠・自主運営するコミュニティ・スペースであるカン・バッリョ（Can Batlló）を社会的連帯経済の推進拠点と位置付け、職業訓練や文化イベント、共同保育施設などの活動を公認・支援していった（工藤 2020: 114-18 も参照）。

移住者主体の活動を代表する存在となっているのが、セネガル出身者を中心とするバルセロナのマンテロスが2017年に設立した、「トップ・マンタ（Top Manta）」という協同組合である。先述のカン・バッリョに生産拠点を、旧市街のラバル地区に店舗を持つ同組合は、マ

ンテロスが露天商から脱却し、フォーマルな就労機会を得ることを目指す⁸。また同時に、アフリカ出身者に対する偏見やステレオタイプを転換し、各々のスキルや出身文化、創造性を活かした経済活動を地域社会に広げる取り組みを行っている。「トップ・マンタ」は、露天商に対する蔑称をファッションブランド名として使い、「合法的な服を作る違法な人々 (Legal clothing, illegal people)」や「バルサか死か⁹ (Barça o Barzakh)」といったキャッチフレーズをつけた商品を生産している。これらのフレーズは、西アフリカから来た移住者がバルセロナに定住し、生活していることを表現している。収益を移住者の法的支援や職業訓練に再投資し、雇用証明を通じて120人以上の滞在を正規化してきたほか、マス・メディアやSNSなどへの露出を通じて、アフリカ人移住者に対する否定的なステレオタイプを覆し、かれらの創造性と文化的背景についての具体的情報を発信している。

マンテロスへの支援がクラウ革新市政の初期において市民の支持を分断する争点となったこともあり、「トップ・マンタ」はバルセロナ市役所の政策への直接の参画には消極的である。しかし、かれらの存在自体が移住者・マイノリティへのステレオタイプや偏見を転換しうることには自覚的であり、「反うわさ戦略」などで市役所と連携するアジア系移民子弟団体のためのTシャツ制作を受注するなど、移住当事者の人権を基盤とする間文化都市の実現に向けた取り組みを積極的に支援している（上野 2024: 192）。

バスク自治州・ビルバオ市の「koop SF34 (Koop SF 34)」という団体も、移住者の社会的包摂と経済的自立を同時に目指す取り組みや、ビルバオ市役所との戦略的連携において知られている。カメルーンにルーツを持ち、ビルバオで育った起業家のジョージ・ベリンガ氏が中心となり、社会的協同組合になることを目指して2015年に設立した同団体（現在は非営利団体として登記）は、ビルバオの「移民集住地区」として知られるサン・フランツィスコ (San Frantzisko/San Francisco) 地区を拠点に、縫製業、観光ガイド、映像・音楽制作など、

8 「トップ・マンタ」は、露天商の生活を守り、状況改善に向けた都市住民の連帯を訴えるために2015年に誕生したワーカーズ・コレクティブ「バルセロナ露天商人民連合 (Sindicato Popular de Vendedores Ambulantes de Barcelona)」から派生し、両者は方針を異にしながらも連携している。なお、後者の設立には、移民収容所閉鎖運動 (Tanquem els CIEs)、かつてアダ・クラウが活動していた「住宅ローン被害者の会 (PAH)」、経済危機における弱者切り捨てに「怒れる若者たち」に連帯する年金生活者の運動体である「笛吹き爺さん／婆さん (Yayoflautas)」、反人種主義に関する国際NGOである「SOSレイシズム」、アルゼンチンの「5月広場の母たち」運動など、多くの社会運動体のバルセロナ支部が協力している。

9 欧州を目指して危険な越境を試みる人々が口にする言葉として知られる。以下の通り宗教的なニュアンスがあるが、ここでは欧州側での翻訳に準拠した。バルセロナの愛称である「バルサ」は、「地上の楽園」としての欧州の繁栄や自由、経済的安定を意味する。それに対し、イスラム教の終末論的世界観における天国と地獄の「はざま」を意味する「バルザフ (بازغ)」は、旅路やその危険性、そしてそれに伴う生死の境界を象徴する (Garreta 2011: 88)。

多岐にわたる職業訓練や事業を展開している。そして次第に、「アフリカ風フィット・ボクシング」など、移住者個人が、自らの経歴やスキルを活かした新規事業の提案もできる仕組みを確立してきた。同時に、移住者の主たる出身地域であるサブサハラ・アフリカ地域における社会的起業支援も模索している。

「コープ SF34」の本部は非正規滞在者のシェルターを備え、ビルバオ市役所との交渉を経て、住民登録のための居所登録ができるようになっている。その一方で、ビルバオ市役所の要請を受けて、「反うわさ戦略」や関連する同市の間文化政策に参画している。例えば、移住者自身がサン・フランツィスコ街区を案内する「多様性ツアー (Diversitours)」など、多様なプロジェクトを地域住民に発信している。

4. 結論にかえて

本稿では、スペインの都市における滞在正規化、間文化都市政策、社会的連帯経済という異なる取り組みの有機的な組み合わせを例に、移住を「全体的社会的事実」と捉えるような都市の政策・実践とはどのようなもので、いかなる効果を生み出しうるのかを考察してきた。

間文化都市政策が、(特にマジョリティ住民における) 偏見・ステレオタイプを転換し、多様な住民間の交流を促進することで、移住者が都市社会の一員として主体性を発揮できる環境を作る。これは、社会的連帯経済において、移住者が主体となった協同組合が活動を安定化・拡大するうえで欠かせない。逆に、社会的連帯経済を通じた移住者の経済的エンパワーメントは、住民間の接触・交流が地域社会に新たな価値を創造することを証明することで間文化都市政策を支えるだけでなく、社会的承認・威信や経済的安定を得た移住当事者による間文化都市政策への参画を後押しする。当事者の政策への参画や異議申し立ては、自治体政策が新たな移住者の増加や世代交代のなかで変容する住民のニーズに対応することを促し、また実践のレパートリーを増やしてマンネリ化を防ぐ。さらに、前述の実践が「定着」の証拠となって滞在正規化が進む。外国人住民における法的地位の脆弱性が軽減されることで、社会的連帯経済や間文化都市政策の公正な形での持続に欠かせない、多様な住民の平等な参加に向けた枠組みが強化される。このように、各要素が単独では解決できない課題を補い合い、法的地位などの違いを超えた多様な地域住民の連帯や、市場価値だけに拘束されない創造を導くとき、「全体的社会的事実」としての移住を、より包括的に支える都市環境ができるかもしれない [図 1]。

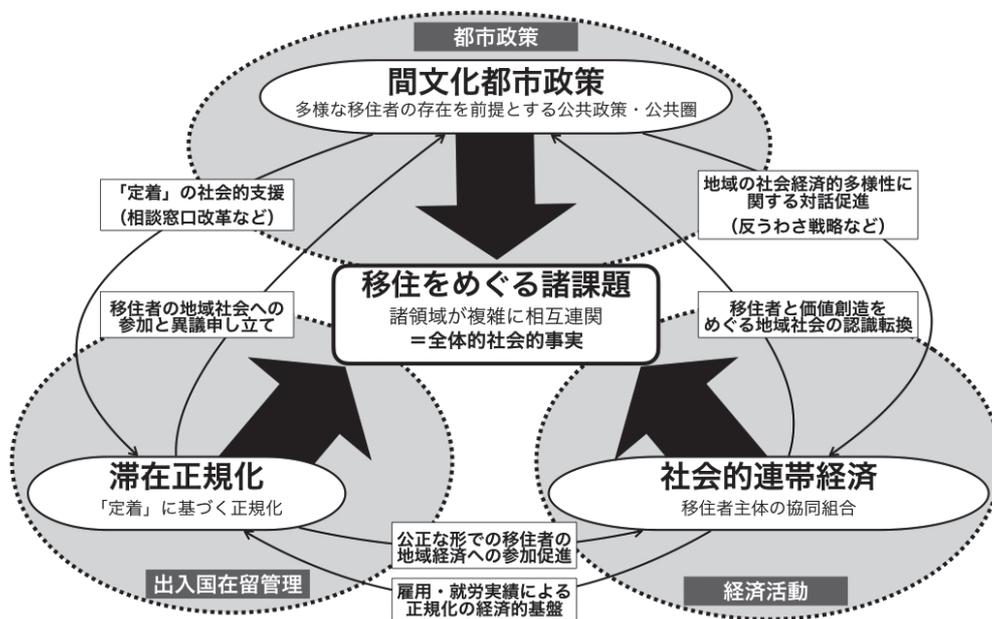


図1：滞在正規化・社会的連帯経済・間文化都市政策の相互連関

こうしたスペイン都市における政策・実践の相互連関は、スペイン民主化や少数言語文化地域の自治などの歴史的文脈のなかで培われた、都市住民の連帯を背景に成立したものである。そのためスペイン国内でも都市によって導入アプローチが異なるなど、他の場所でそのまま適用できるものではない (cf. 上野 2018)。しかし、「外国人との共生社会の実現」という枠組みで個別領域の取り組みが進む、2010年代末以降の日本における「共生」をめぐる議論の状況を鑑みるならば、スペイン都市の住民と公的機関を起点とする取り組みづくりを参照することには一定の意義があると考えられる。

日本では、中央政府が「移民政策」の存在を否定し続けるなか、「多文化共生」という理念のもとで、都市や地域におけるさまざまな政策や取り組みが展開されてきた。それらは、すでに移住者が暮らす地域社会の構造を平等かつ公正に転換するには不十分な場合が多い。予算や人のみならず、現場の必要に即した視察や研修、調査研究の機会が欠如するなかでアイデアも足りず、マジョリティの大多数にも、移住者にも届いていない可能性が指摘されている (cf. 神戸定住外国人支援センター 2023)。それでも、移住をめぐる社会的多様性に関する肯定的な言説資源として、樋口直人が「鶏肋 (鶏の肋骨のように、大して役に立たないが、捨てるには惜しいもの)」と評価するところの「共生」を現実化しようとする自治体や国際

交流協会の動きも続いてきた（樋口 2021）。

そうした状況は、特に 2018 年の入管法改正以降、中央政府が「外国人との共生社会の実現」を掲げるなかで部分的に変化しているようにも見える。出入国在留管理庁が主導する形で、地域日本語教室や一元的相談窓口の設立、外国人コーディネーターの養成など、いくつかの課題に対応するための予算を割くようになった。有識者会議の意見を取り入れつつ、工程表や KPI（重要業績評価指標）の設定と見直しも進められている。しかし、こうした政策過程に、移住者を含む地域住民はどこまで主体的に関与できているのだろうか（cf. 金 2023）。

スペインの都市の取り組みはいささか革新的にみえるが、それぞれ単体での実効性は極めて限定的である。そして、そのこと自体が、移住を「全体的社会的事実」として捉えることの重要性を示している。スペインに少しでも範を見出すことができるとすれば、それは、移住者を含む都市・地域の住民が政策形成や異議申し立てに参画する契機が生まれ、異なる政策領域が接続されることで、移住者と地域社会の結びつきを強化できるような取り組み作りにあるはずだ。例えば「反うわさ戦略」のような取り組みは、それが「優良実践」として一本槍になるのではなく、即効性はいまひとつながらも続けてゆくなかで、社会的連帯経済や滞在正規化措置に対するマジョリティ・マイノリティ双方の理解が深まり、移住者が定着しやすい都市の土壌づくりに繋がるように設計されている。筆者はこれまで、こうした包括的な都市・地域づくりが、住民、とくに自治体職員における、地域の歴史と現状に対する深い理解と洞察に基づくものであることを確認してきた（上野 2020）。

ようやく日本に暮らす移住者の「社会統合」に焦点が当てられるようになった今こそ、具体的な都市・地域の歴史と現状を踏まえた大胆な将来構想と、継続的な実践の積み重ねや革新が求められる。そうしなければ、「社会統合」に向けた実践が市場や国家の論理に左右されることで、移住者を含む住民が、より良い生活や社会の実現に向けて主体的に行動する機会を奪われる可能性がある。「統合」の名の下に、既存の労働市場や行政制度の枠組みが移住者の生活を断片的に取り込んだ結果、本来促されるべき多様な主体の連携や協働の機会が失われ、ひいては社会統合そのものが損なわれる現象を「逆統合（disintegration）」と呼ぶ。欧州では、こうした問題を指摘する実証研究が蓄積されつつある（cf. Täubig 2009）。

この視点は、日本においてとりわけ強力とされる、在留許可にもとづく移住者の社会的・経済的なカテゴリー化の影響を考える上でも示唆に富む（cf. 朴 2017: 125）。単に中央政府主導の制度整備を受け入れるのではなく、そこで起こりうる「逆統合」の実態を把握し、移住者やマイノリティを含む住民が、公正で民主的に参画し、異議を申し立てながら、改善案を実現できる「都市の移民政策」の構築が求められる。

参考文献

- Abril, Guillermo and Carlos Spottorno. 2017. *La Grieta*. Bilbao: Astiberri. (上野貴彦訳, 2019, 『亀裂 欧州国境と難民』花伝社.)
- Ambrosini, Maurizio, 2018, *Irregular Immigration in Southern Europe: Actors, Dynamics and Governance*, Cham: Palgrave Macmillan.
- Bazurli, Riccardo and Clàudia Declós, 2022, “Crimmigration and Solidarity in the Global City: The Case of Barcelona’s Street Vendors,” Donatella della Porta and Elias Steinhilper eds., *Contentious Migrant Solidarity: Shrinking Spaces and Civil Society Contestation*, London: Routledge, 123–145.
- Calavita, Kitty, 2005. *Immigrants at the Margins: Law, Race, and Exclusion in Southern Europe*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Castles, Stephen, 2004, “The Factors that Make and Unmake Migration Policies,” *International Migration Review*, 38(3): 852–884.
- Chauvin, Sébastien and Blanca Garcés-Mascareñas, 2010, “Beyond Informal Citizenship: The New Moral Economy of Migrant Illegality,” *International Political Sociology*, 4(1): 53–70.
- Dias, Gustavo e Gennaro Avallone, 2023, “Por que ler Sayad? A produção de uma sociolinguística crítica sobre a representação do migrante,” *Revista Interdisciplinar da Mobilidade Humana*, 32: e322038.
- De Torres, Dani, 2018, *Manual Antirumores 2018*, Council of Europe. (上野貴彦訳, 2020, 『反うわさ戦略の作り方』欧州評議会.)
- Estivill, Jordi, 2018, *Invitació a l’Economia Solidària: Una visió des de Catalunya*, Pol·len edicions.
- 藤田雅美, 2024, 「社会的連帯経済とグローバルヘルス」『いのちと暮らし研究所報』 86: 2-17.
- 深澤晴奈, 2009, 「スペインの移民政策と労働組合——2005年不法移民正規化措置をめぐって」『スペイン史研究』 23: 26–37.
- Garcés-Mascareñas, Blanca, 2012, *Labour Migration in Malaysia and Spain: Markets, Citizenship and Rights*, Amsterdam: Amsterdam University Press.
- Garcés-Mascareñas, Blanca and Rinus Penninx, 2016, “The Concept of Integration as an Analytical Tool and Policy Concept,” Blanca Garcés-Mascareñas and Rinus Penninx eds., *Integration Processes and Policies in Europe: Contexts, Levels and Actors*, Cham: Springer, 11-29.
- Gargiulo, Enrico, 2021, *Invisible Borders: Administrative Barriers and Citizenship in the Italian Municipalities*, Cham: Palgrave Macmillan.
- Garreta Bochaca, Jordi, 2011, “Barça o Barzach: La Integración de los Jóvenes Musulmanes a Través del Deporte,” *Revista de Estudios de Juventud*, 95: 123–135.
- 樋口直人, 2021, 「反ヘイトと多文化共生——大阪市と川崎市の比較を通じて」『多文化共生の実

- 験室——大阪から考える』青弓社。
- 石灘早紀, 2024, 『運び屋として生きる——モロッコ・スペイン領セウタの国家管理下の「密輸」』白水社。
- Hackett, Sarah, 2015, “The ‘local turn’ in historical perspective: two city case studies in Britain and Germany,” *International Review of Administrative Sciences*, 83(2): 340-57.
- Jiménez-Lasserrotte, María del Mar, José Granero-Molina, Violeta Lardón Galindo, Clara Hernández Sola, María Isabel Ventura Moreno and José Manuel Hernández-Padilla, 2023, “Irregular Migrants’ Experiences of Health Disparities While Living in Informal Settlements During the COVID-19 Pandemic,” *Journal of Advanced Nursing*, 79(5). <https://doi.org/10.1111/jan.15606>.
- Joppke, Christian and F. Leslie Seidle eds., 2012, *Immigrant Integration in Federal Countries*, Montreal: McGill-Queen’s University Press.
- 金宣吉, 2023, 「歴史をふまえた「異者」との共生」『インターセクション』1: 45-66.
- Koop SF 34, 2024, “Official Website,” (Retrieved December 30, 2024, <https://www.koopsf34.com>).
- 神戸定住外国人支援センター, 2023, 『行政・国際交流協会による「多文化共生」地域サービスに係る実態調査報告書』NPO 法人 神戸定住外国人支援センター (KFC)。
- 小井土彰宏, 2017, 「スペイン 新興移民受入国のダイナミズム——なぜ2000年代を代表する移民国家となったのか」『移民受入の国際社会学』名古屋大学出版会。
- 工藤律子, 2020, 『ルポつながりの経済を創る——スペイン発「もうひとつの世界」への道』岩波書店。
——, 2025, 『働くことの小さな革命——ルポ 日本の「社会的連帯経済」』集英社新書。
- Monforte, Pierre and Pascale Dufour, 2011, “A New Politics of Engagement? French Activists and the Problem of Immigration,” *International Political Sociology*, 5(2): 204–221.
- 朴沙羅, 2017, 「「外国人」を作り出す——占領期日本への移住と入国管理体制」『立命館言語文化研究』29(1): 117-126.
- Penninx, Rinus, Karen Kraal, Marco Martiniello, and Steven Vertovec eds., 2004, *Integration Processes and Policies in Europe: Contexts, Levels and Actors*, Dordrecht: Springer.
- Saada, Emmanuelle, 2000, “Abdelmalek Sayad and the Double Absence: Toward a Total Sociology of Immigration,” *French Politics, Culture & Society*, 18(1): 28–47.
- 佐竹庸子, 1999, 「外国人研修生受入れ事業は国際協力か」福家洋介・藤林泰編『日本人のためだったODA』コモンズ。
- Sayad, Abdelmalek, 1990, “Les maux-à-mots de l’immigration.” *Politix*, 3(2): 7–24.
——, 1999, *La Double Absence. Des illusions de l’émigré aux souffrances de l’immigré*, Paris: Éditions du Seuil.

- 塩原良和, 2023, 「多文化主義／多文化共生の変容とオルタナティブの模索」『岩波講座 社会学 第3巻 宗教・エスニシティ』岩波書店.
- Spencer, Sarah, 2020, *Migrants with Irregular Status in Europe: Evolving Conceptual and Policy Challenges*, Cham: Springer.
- Täubig, Vicki, 2009, *Totale Institution Asyl Empirische Befunde zu alltäglichen Lebensführungen in der organisierten Desintegration*, Juventa Verlag.
- 丹野清人, 2020, 「地方から始まる外国人の新しい受け入れ」『移民政策研究』12: 49-64.
- Top Manta, 2024, “Official Website,” (Retrieved December 30, 2024, <https://www.topmanta.org>).
- 上野貴彦, 2018, 「後発移民受入国スペインにおける間文化主義の地域化と都市住民間の接触——「反うわさ戦略」のバルセロナ・ビルバオ二都市圏間比較から」『上智ヨーロッパ研究』11: 85-106.
- , 2019, 「移民をめぐる認識転換に向けた住民参加の拡大と継続——バルセロナ「反うわさ」にみる間文化主義と公共圏の再編」『移民政策研究』11: 145-158.
- , 2020, 「間文化スペイン間文化主義の分権的形成における制度的同型化とその「裏舞台」」『AGLOS』9: 65-89.
- , 2022, 「複眼的思考としてのインターカルチュラリズム」山脇啓造・上野貴彦編著『多様性×まちづくり インターカルチュラル・シティ——欧州・日本・韓国・豪州の実践から』明石書店.
- , 2024, 「移民・マイノリティをめぐる感情政治と交流・創造の都市政策——クラウ市政(2015-2023)下での「バルセロナ反うわさ戦略」の変容に注目して」『都留文科大学研究紀要』100: 179-200.
- Ulceluse, Magdalena, 2020, “Local Government Responses to Emigration: The Case of Bosanci, Romania,” *Migration Policy Practice*, 10(3): 9-11.
- Utting, Peter, Nadine van Dijk and Marie-Adélaïde Matheï eds., 2015, *Social and Solidarity Economy: Beyond the Fringe*, London: Zed Books.
- Watts, Julie, 2002, *Immigration Policy and the Challenge of Globalization: Unions and Employers in Unlikely Alliance*, Ithaca: Cornell University Press.
- Wood, Phil and Charles Landry, 2008, *The Intercultural City: Planning for Diversity Advantage*, London: Earthscan.
- 山岡正晴, 2017, 「トランプ政権と聖域都市——「不法移民」をめぐる連邦政府と州、地方政府の攻防」『国際文化学研究』48: 221-45.
- Zanzuchi, María Belén and Bertrand Steiner, 2025, *No One-Size-Fits-All: Outreach and Counselling for Irregular Migrants*, Migration Policy Institute Europe.